

令和2年度 川崎市就労準備支援事業業務委託募集要項

1 業務委託名、業務委託内容及び履行期限

(1) 業務委託名

- ① 生活保護受給者就労準備支援事業業務委託
- ② 生活困窮者就労準備支援事業業務委託

(2) 業務委託内容

川崎市就労準備支援事業実施要綱、川崎市生活保護受給者就労準備支援事業業務委託仕様書（案）及び川崎市生活困窮者就労準備支援事業業務委託仕様書（案）に基づく、川崎市就労準備支援事業業務の実施

(3) 履行期限

令和2年4月1日から令和3年3月31日

2 提案資格

- (1) 本委託事業に関する募集に応募することができる事業者は、以下の要件を全て満たすものとします。

ア 法人格を有する団体であること

イ 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱に定める規定に抵触する法人でないこと

- (2) 本運營業務委託の事業者募集の応募は共同企業体も応募できるものとします。なお、共同企業体で応募を行う場合には、上記（1）を満たす法人で構成してください。

3 提案内容

仕様書（案）をもとに、次の企画内容について提案をしてください。提案内容については、仕様書（案）に反映を行い、運營業務の中で取り組んでいただきます。

(1) 事業の実施場所について【5点】

市内の生活保護受給者及び生活困窮者が通いやすく、また、十分な広さの確保や設備の設置など、効果的な事業が実施できる場所について提案すること。

(2) 事業内容について【65点】

ア 本事業の対象となる生活保護受給者及び生活困窮者は、どのような課題を抱え、何が原因で就職活動が困難になっているのか、事業者の考え方を示すこと。

イ 上記アで示された対象者に対して実施する事業・プログラムについて、次の観点を踏まえて提案すること

① 対象者に対する接し方において配慮すべきことや効果的な手法

② 適正な生活習慣、他者とのコミュニケーション能力及び就労基礎能力を身につけさせる

ための手法

- ③ 仕様に示す対象人数に対する効果的な研修とするための実施スケジュール等
- ウ 職業開拓員（兼就労準備支援員）について、その役割及び就労体験（企業実習）の開拓すべき業種とその理由、開拓目標数を提案すること
- エ 支援を行う中で見えてくる利用者の変化や適性について、生活保護・自立支援室及び福祉事務所、自立相談支援機関との情報共有及び今後の支援を効果的に実施するための、効果的な評価手法や結果報告の手法について提案すること
- オ 事業を利用しやすく利用者を確保するための工夫について、次の観点から提案すること
 - ① 体調や意欲の低下により、事業の利用が困難となった利用者が、再び継続的に利用することができるようにするための工夫
 - ② 利用者受け入れの促進に向けた取組として、対象者が事業に参加しやすくなる工夫
 - ③ 体験利用への参加の結果、研修プログラムによる支援を受ける状態に達しない者についても、対象者の状況に応じた支援の実施や、利用者を随時に受け入れるための工夫
- カ 本事業の目的を踏まえた上で考えられる事業の成果指標について提案すること

(3) 本事業の運営体制について【15点】

- ア 配置する職員について、人数、資格、役割、経験、実績、得意分野等を示すこと
- イ 職員の知識・能力・資質の向上の人材育成手法について示すこと
- ウ 生活保護・自立支援室と福祉事務所、自立相談支援機関との連携体制を示すこと

(4) その他【15点】

- ア 会社概要及び生活保護受給者や生活困窮者等に対する就労支援や就労準備支援の過去の実績（5年以内）を示すこと。
また、事業者のコンプライアンスについての考え方と取組を示し、過去3年間に違反の事実があった場合には、その詳細と対策を示すこと。
- イ 安全管理について、危機管理体制、事故が生じた場合の対応手法、個人情報に関する管理手法、事案発生時の責任所在について示すこと
- ウ 予算見積もりを示すこと
その際には、本事業で雇用する者の人件費について示すとともに、執行体制とのバランスに考慮すること

4 提案内容の評価基準

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている	提案なし
得点	5	4	3	2	1	0

※各項目の評価は5段階とし、配点に応じて一定割合を乗じます。

5 担当局室

健康福祉局 生活保護・自立支援室

6 参加意向申出書・提案書の提出等

(1) 参加意向申出書等の提出（提出締切日：令和2年1月24日（金）正午）

本委託業務の受託を希望する者は、次の書類を作成のうえ、提出してください。

ア 参加意向申出書（別紙1）

イ 誓約書（別紙2）

(2) 企画提案書等の提出（提出締切日：令和2年1月30日（木）正午）

本委託業務の受託を希望する者は、次の書類を作成のうえ、各正本1部（A4版、横書き、左綴じ）、副本10部（複写可）を提出してください。

ア 企画提案書（自由形式）

*企画提案書は、「3 提案内容」の順に沿った形で全て記載してください。

イ 概算見積書（自由形式）

*概算見積書は、事業ごとに提示してください。

ウ 定款または寄付行為等（自由形式）

エ 事業者の概要、およびパンフレット（自由形式）

オ 役員名簿（自由形式）

(3) 提出場所及び方法

参加意向申出書及び企画提案書等は、「7 提出場所・照会窓口」に定める生活保護・自立支援室執務室に直接ご持参のうえ提出してください。郵送での提出は出来ません。なお、提出締切日は（1）及び（2）の通りとなっております。期日に遅れないよう御注意ください。

(4) 留意事項

ア 手続きに置いて使用する言語は日本語、通貨は円とします。

イ 応募者が次の事由のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効となります。

(ア) 「2 提案資格」を満たさないこととなった場合

(イ) 参加意向申出書及び企画提案書等に虚偽の記載がある場合

(ウ) 参加意向申出書及び企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合

(エ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ウ 提出書類について内容の変更、又は書類の追加はできません。ただし、疑義等があり、本市が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではありません。

エ 応募に要する費用は応募者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、選考委員会後返却します。受託予定者に特定された場合は、契約時に必要となりますので、そのまま保管ください。

また、その他の提出書類については、理由の如何にかかわらず、返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

カ 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（別紙3）を提出してください。

キ 本事業の契約には契約書の作成を要します。

7 提出場所・照会窓口

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル13階

健康福祉局生活保護・自立支援室

電話 044-200-0309・044-200-3571

F A X 044-200-3929

E-mail 40hogo@city.kawasaki.jp

担当 加古（かこ）・衾冨（ねぎ）・矢部（やべ）・小宮山（こみやま）

8 選考方法

- (1) 提出された書類をもとに委託法人選考委員会を行い、その選考委員会の採点の最高得点事業者を受託予定者として選定します。なお、得点数は、選考委員5人の合計点で決定します。
- (2) 上記において同点の場合は、経費見積額が低い事業者を受託予定者とします。
- (3) 上記においてもなお決しない場合は、選考委員の審議により決定します。
- (4) 応募者が1者のみの場合は、基準点を満たした事業者を受託予定者とします。
- (5) 審査結果は参加事業者へ書面にて通知します。

9 業務規模概算額

24,977,000円（税込）

（内訳）16,651,000円（①生活保護受給者就労準備支援事業）

8,326,000円（②生活困窮者就労準備支援事業）

10 契約までのスケジュール

1月10日（金）	公募の告知
1月10日（金）～1月17日（金）	質問期間
1月17日（金） 正午	質問締切
1月24日（金） 正午	参加意向申出書の提出締切
1月30日（木） 正午	企画提案書の提出締切
2月12日（水） 午後	委託法人選考委員会
2月中旬～下旬	結果通知
4月 1日（水）	契約締結・事業開始

1 1 質問の受付

(1) 受付期間は「10 契約までのスケジュール」に定めるとおりとします。

(2) 質問方法は、質問書(別紙4)に記入の上、「7 提出場所・照会窓口」に定める担当者に電子メールにて行うものとします。また、送信後に電話で担当者に質問書が到達したことを確認してください。

※ 質問自体を電話やFAXで行うことはできません。また、受付期間外に個別に質問を行うことはできません。

(3) 回答は、川崎市のホームページで行うものとします。

1 2 その他

当該受託予定者決定の効果は、令和2年第1回市議会定例会における、本事業委託に係る予算の議決を要します。